

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（W e b会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（W e b検査【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「W e b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「W e b会議実施要領」を適用する。

- 2 W e b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

W e b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouu/>

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

委託業務特記仕様書

第1章 総則

(共通仕様書の適用)

第1条 本特記仕様書は、徳島県が実施する高精度地図を用いて抽出した土砂災害のおそれのある箇所(急傾斜)(以下、「リスク箇所(急傾斜) という。」)などの基礎調査事業の「土砂災害警戒区域等に関する基礎調査」に適用する。

本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

(目的)

第2条 本特記仕様書の規定は、土砂災害防止法第7条(土砂災害警戒区域)第4項及び同法第9条(土砂災害特別警戒区域)第4項に規定する公示図書に使用する危害のおそれのある土地の区域及び著しい危害のおそれのある土地の区域の設定調書(以下「調書」という。)を、机上調査及び現地調査による結果よりとりまとめ、整理することを目的とする。別紙1参照

(業務対象範囲)

第3条 業務対象は、西部総合県民局(三好)管内で抽出したリスク箇所(急傾斜)とし、業務対象範囲は別紙2のとおりとする。

2 リスク箇所(急傾斜)の現地調査は、周辺の既往土砂災害警戒区域等の指定範囲を把握した上で、行うものとする。

(準拠図書)

第4条 本業務は、以下の図書に従って実施するものとする。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改訂された最新のものとする。なお、業務途中で改訂された場合はこの限りでない。

1. 土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアル(案)(土石流編)(H23年度改訂版)徳島県
2. 土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアル(案)(急傾斜地編)(H22年度改訂版)徳島県
3. 基礎調査調書作成・照査マニュアル(Ver.202410)
4. 基礎調査照査要領(案)(Ver.202410)
5. 土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン(第8版)
6. 徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月
7. 徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月
8. 徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月
9. 土石流危険渓流および土石流危険区域調査要領(案)
10. 急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領
11. 斜面カルテの作成要領(平成10年6月)
12. 斜面カルテの作成要領の解説(平成10年6月)
13. がけ崩れ災害の実態(土木研究所資料第3484号)
14. 土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(案) 平成17年7月

(貸与する図書等)

第5条 県は、以下の図書を受注者に貸与する。

1. 新規抽出箇所の資料
 2. 砂防基盤図の既存DMデータファイル（2D・3D 共）
 3. 砂防三法の指定地台帳
 4. 既存施設の竣工図面、設計資料
 5. その他、必要と思われる資料
- 2 受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

第2章 基礎調査

(基礎調査に使用する資料等)

第6条 本業務は、微地形調査により既存数値地図（1/2500DM）へ補正・編集を加えたもの（以下「修正数値地図」という。）を用いるものとする。また、数値地図については最新のものであることを確認し、修正経緯表を作成する。

2 危害のおそれのある区域等の設定には、区域設定支援システム（（財）砂防フロンティア整備推進機構）を使用することができる。※システムは基礎調査マニュアルに沿ったものであること。

(計画準備)

第7条 基礎調査に先立ち、調査内容を十分理解したうえで、目的が達成できるよう調査計画を立案するとともに、基礎調査の準備を行う。また、砂防基盤図の既存DMデータの精度確認を行い、宅盤の傾斜・不要な突起物等を把握した上で微地形調査に着手することとし、特に疑義のある場合には、その内容について具体的にとりまとめ、監督員に報告するものとする。

(調査項目)

第8条 調査項目は次のとおりとする。

- (1) 危害のおそれのある土地の現地確認
- (2) 数値地図作成
- (3) 地形調査
- (4) 地質調査
- (5) 対策施設状況調査
- (6) 過去の災害実績調査
- (7) 危害のおそれのある土地等の区域の設定
- (8) 危害のおそれのある土地等の区域の調査
- (9) 要配慮者利用施設や避難所の有無の調査
- (10) 土地利用状況調査（現地踏査に立ち入る必要のある範囲）

なお、抽出されたリスク箇所について、現地調査により土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認する。また、数値地図作成については別紙3を参照、基礎調査（急傾斜地の崩壊、土石流）の現地調査及び机上調査については、土砂災害防止法に関わる基礎調査マニュアルと別紙4のとおりとする。

(とりまとめ調書作成)

第9条 基礎調査について公示図書に使用できるようとりまとめ、区域調書に整理する。

- 2 区域調書は砂防フロンティア整備推進機構のエクセルデータを使用し、成果品提出前に砂防フロンティア整備推進機構の区域調書インポート支援ツールで事前チェックを実施する。
- 3 土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認できなかった箇所については、対象外調書（別紙5）を作成する。

(公示用図書の作成)

第10条 土砂災害警戒区域等の指定に際して必要な公示用図書を作成する。

(説明会資料の作成)

第11条 土砂災害警戒区域等の指定時の説明会用資料を作成する。

(土砂災害警戒区域D Bの作成)

第12条 土砂災害警戒区域D Bを作成する。

(位置情報データ)

第13条 本業務にて範囲設定した危険箇所の位置情報を含む地形図データは、次のとおり作成する。

	ファイル単位	保存形式	特記事項	特記事項
警戒区域等区域図	1 設定箇所毎	SHP 形式 DXF 形式	警戒区域等区域図は 1 ファイル 1 ポリゴンとする	ファイル名称等は別紙6のとおりとする

第3章 その他

(打合せ協議)

第14条 本業務を円滑に実施するために、打合せ協議を業務着手時、中間時、完了時に行う。特に、基礎調査、公示用図書の精度、品質にかかる打ち合わせ協議を必ず行い、基礎調査マニュアルに基づき、十分に照査すること。

(疑義)

第15条 マニュアル(案)等に具体的な手法や判断方法が記載されていない事項については、問題点として抽出のうえ、監督員と協議するものとする。

(報告書の作成)

第16条 成果品は次のとおりとする。成果品の体裁、とりまとめ方法については監督員と打合せの上、作成するものとする。また、データファイルについてはCD-R又はDVD-Rにて提出するものとする。ただし、データ容量が膨大となる場合には、監督員との協議の上、別の記録媒体を用いてもよいものとする。

<成果品>

報告書（A4版、ワープロ製本）2部

報告書（市町村送付用、区域調査等）市町村数部

電子データ

○基礎調査

- ・作成した原稿・原図、データ（電子納品対応CD等）（発注庁舎2部、砂防防災課1部）3部
- ・作成した原稿・原図、データ（危険箇所ごとにフォルダ分け（別紙7のとおり）したCD等）（発注庁舎1部、砂防防災課1部、市町村用（市町村別）市町村数部）2部+市町村数部

(砂防台帳システムへの基礎調査結果入力)

第17条 基礎調査で作成された警戒区域等区域図及び空中写真判読図の位置情報（DXF）は、第13条で示すとおりのファイル名をつけ、砂防台帳システムに入力すること。なお入力に際しては、砂防防災課にて、作業を行うこととし、事前に砂防防災課に連絡し調整を行うこと。

(身分証明証の携帯)

第18条 現地調査の実施には、土砂災害防止法に基づき県が交付する身分証明証を携帯しなければならない。

2 身分証明証は、土地所有者等から請求があったときは、これを提示するものとする。

3 受注者は、業務が完了した場合など身分証明証が不要となったときは、遅滞なく県に返却しなければならない。

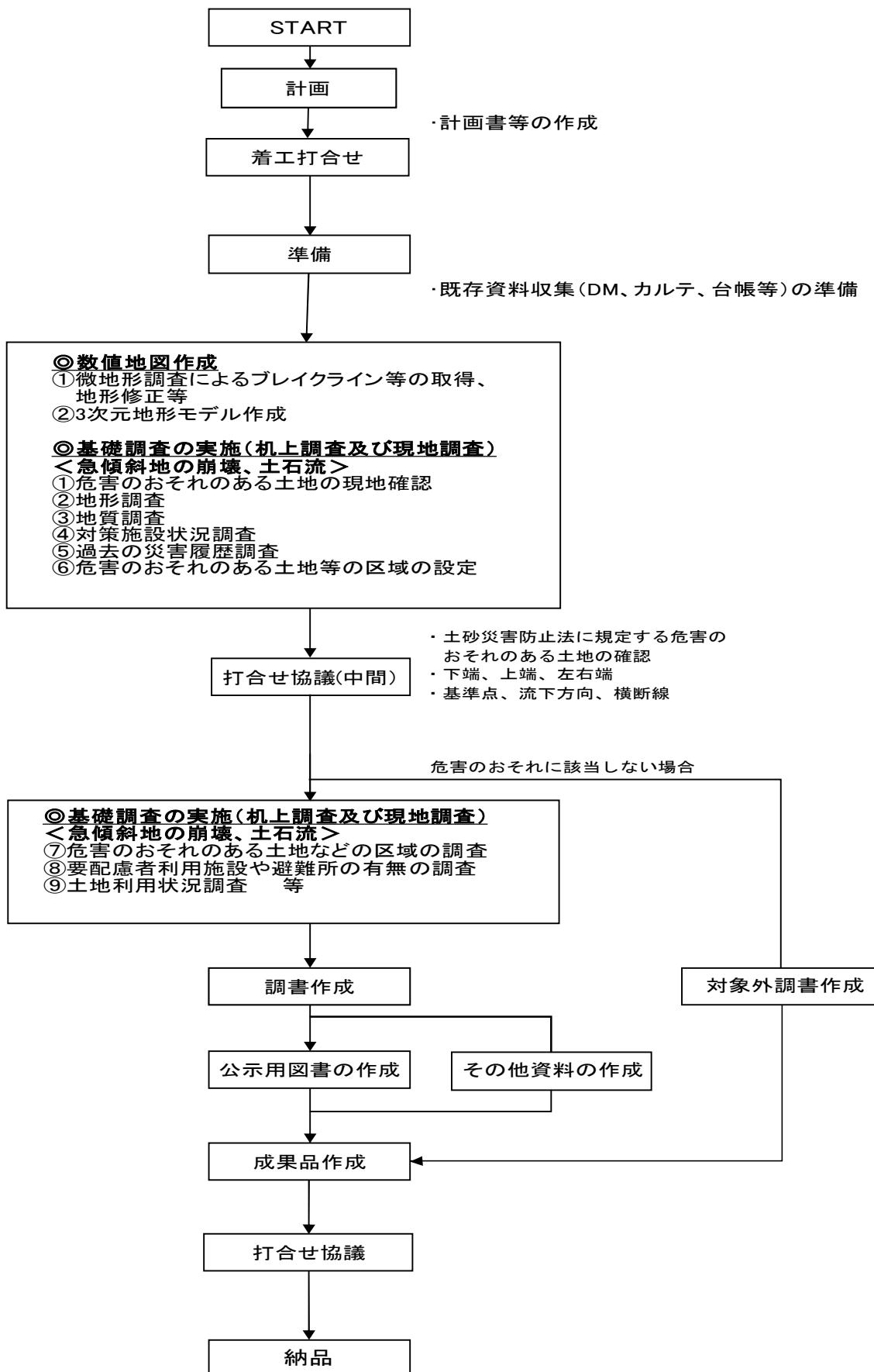
(調査・試験に対する協力)

第19条 受託者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(家屋居住実態調査)

第20条 西部総合県民局（三好）管内で抽出された人家戸数が1戸ないしは2戸のリスク箇所（別紙10）について居住実態を現地確認し、別紙様式（家屋居住実態調書）を作成する。

業務フロー



別紙2 業務対象範囲

リスク箇所一覧表 18箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
2563	26	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-4	三好市三野町太刀野山
2567	7	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-8	三好市三野町太刀野山
2572	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-13	三好市三野町太刀野山
2575	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-16	三好市三野町太刀野山
2579	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-20	三好市三野町太刀野山
2580	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-21	三好市三野町太刀野山
2581	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-22	三好市三野町太刀野山
2587	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-28	三好市三野町太刀野山
2588	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-29	三好市三野町太刀野山
2589	10	三土-三野町-太刀野-急傾斜-30	三好市三野町太刀野
2590	10	三土-三野町-太刀野-急傾斜-31	三好市三野町太刀野
2591	10	三土-三野町-太刀野-急傾斜-32	三好市三野町太刀野
2592	10	三土-三野町-芝生-急傾斜-33	三好市三野町芝生
2593	10	三土-三野町-芝生-急傾斜-34	三好市三野町芝生
2597	11	三土-三野町-勢力-急傾斜-38	三好市三野町勢力
2599	11	三土-三野町-勢力-急傾斜-40	三好市三野町勢力
2603	11	三土-三野町-加茂野宮-急傾斜-44	三好市三野町加茂野宮
2606	11	三土-三野町-清水-急傾斜-47	三好市三野町清水

別紙3 数値地図作成

(使用する資料)

第1条 基礎調査に使用する資料は、原則として次により修正された数値地図（1/2, 500DM）（以下「修正数値地図」という。）、三次元地形モデルとする（以下「地形図等」という。）。

(微地形調査及び数値図化編集)

第2条 微地形調査を行い、既存DMデータファイル（2D・3D共）の数値図化・編集を図郭毎に行うものとし、データ取得項目・ファイル作成等については「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン」（第8版）に従うものとする。

2 微地形調査では、3次元モデルを作成するのに必要な、急傾斜地の斜面尻付近や土石流のおそれのある渓流の扇頂部付近及び谷の形状等を適切に表現するため、空中写真上で判読困難又は判読不能な部分や高さ1mを超える微地形等について、ブレイクライン等の取得のための現地確認作業を行い、これらの結果を基に、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成するものとする。特に急傾斜については斜面の上端及び下端の両端を現地で確認し、図化するものとする。

3 数値図化は、図化機、座標読取装置付アナログ図化機またはデジタルステレオ図化機（以下「数値図化機」という。）を用いて実施し、微地形調査等により取得した地図情報を数値形式で測定し、記録するものとする。使用する数値図化機等は所定の精度が保持できる性能を有するものとする。

4 数値図化により取得された各種データを、現地調査等の結果に基づき、編集装置のグラフィックディスプレイ上で編集し、編集済みデータを作成するものとする。

なお、3次元編集にあたっては、新法数値地図作成作業データファイル仕様及び項目別データ取得基準細則に従うものとする。作成データは、「徳島県公共測量作業規程」に定める「デジタルマッピングデータファイル仕様」に基づきデータファイルを作成するものとする。

5 DMデータファイルの単位・名称は既存ファイル（1図郭1ファイル）に合わせるものとし、項目データごとにレイヤー区分を行う。また、発注者における今後の利用を考慮して、DMデータファイルのフォーマット等の必要な事項について記述した説明書の作成も行う。

6 微地形調査の結果による、図化内容は現地調査記録と共に監督員に提出するものとする。

(3次元地形モデル作成)

第3条 数値地図で作成された数値図化データの内3次元データとして取得したデータを用いて、3次元の地形モデル（TIN）データを作成する。ただし、調査の作成に必要な区域について作成するものとし、作成範囲については事前に監督員の承認を受けるものとする。

別紙4 区域設定上の諸規則

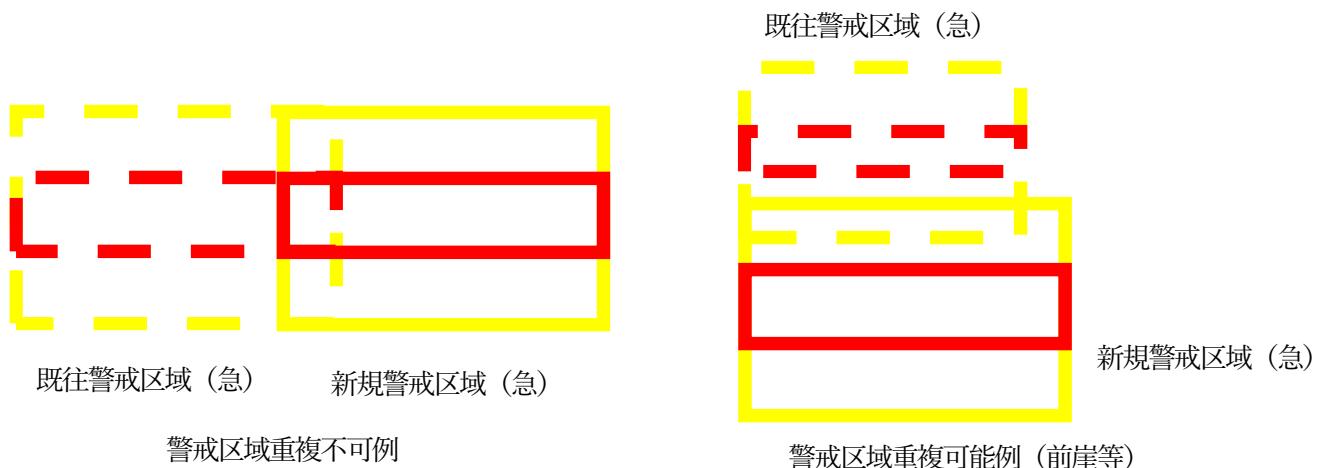
(リスク箇所の現地確認)

第1条 抽出したリスク箇所は、現地調査により土砂災害防止法に規定する危害のおそれのある土地を確認する。

(隣接するリスク箇所)

第2条 リスク箇所の現地調査の結果、土砂災害警戒区域の条件を満たす場合は、隣接する既往又は、新規の土砂災害警戒区域とできる限りひとつの箇所にまとめる。この場合、公示用図書は、既往土砂災害警戒区域と合わせた1区域として作成する。ただし、まとめることで弊害が生じる場合はこの限りではない。

2 発生現象の異なる土砂災害警戒区域の重複は問題とならないが、発生現象が同一の既往土砂災害警戒区域と重複しないように設定する。ただし、前崖等の異なる斜面での重複は可能である。



(既往土砂災害警戒区域形状の修正)

第3条 既往土砂災害警戒区域形状の修正は当業務では実施しない。

(区域名の命名規則)

第4条 区域名は同一市町村内で同一名称を使用しない。

2 土石流の区域名は、下流に存在する河川名の支渓とする。

区域名例

下流の河川名	区域名
○○谷川	○○谷川支
□□谷川	□□谷川支

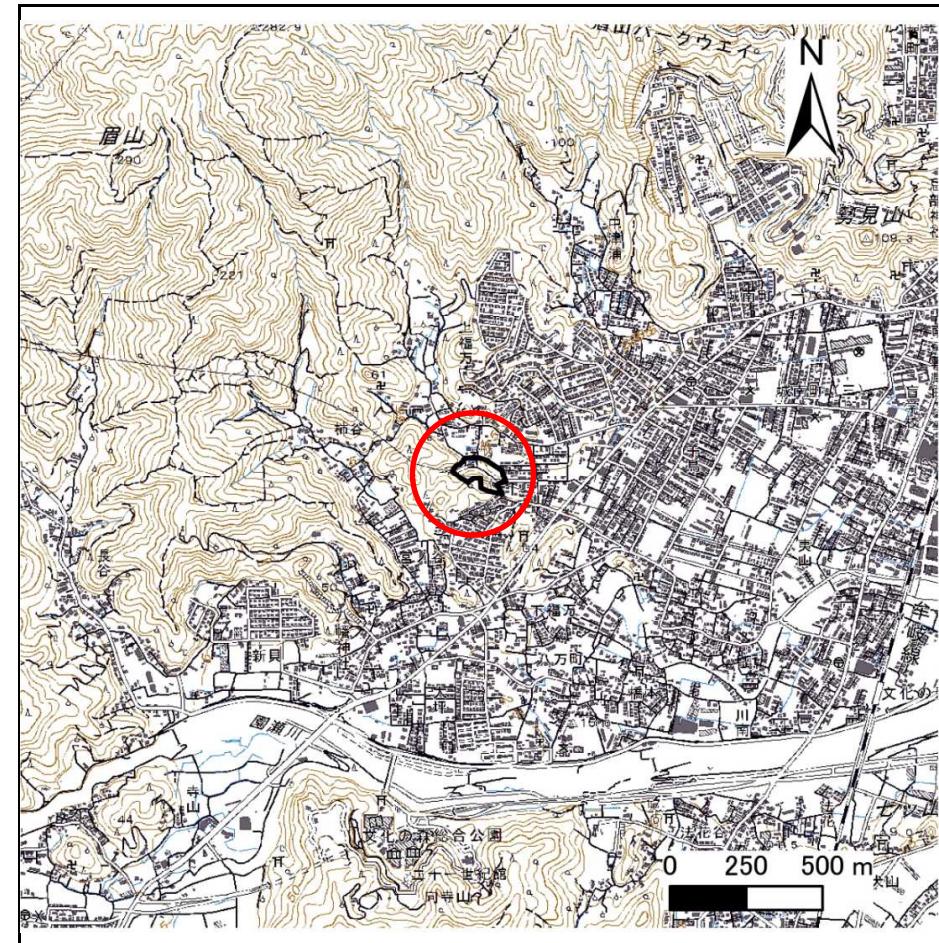
対象外調書(急傾斜)

表紙 概況、位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
リスク箇所番号	R01K0001
箇所名	○○(1)
所在地	徳島市○○町
調査機関	徳島県東部県土整備局<徳島庁舎>



位置図(S=1:200,000)



概況図(S=1:25,000)

対象外調書(急傾斜)

様式1 地形・地質状況等

調査年度 令和〇年度

急傾斜地の位置				
地 形 状 況	リスク箇所番号	R01K0001	箇所名	〇〇(1)
地 形 状 況	急傾斜地の地形	急傾斜地は東から北西向きの直線や谷型が混在する斜面である。		
地 質 状 況	危害のおそれのある土地等の地形(様式2-2, 2-4参照)	急傾斜地下端に隣接して宅地、農地、道路、空き地が分布する。墓地有り。また上端部に隣接して山林が分布する。		
地 質 状 況	地表の状況	地表には表土、崩積土(礫質土)が分布する。断続的に露岩地有り。表土・崩積土下位に、基盤岩(軟岩)が分布すると考えられる。		
地 質 状 況	地盤の状況	表土・崩積土の下位もしくは、表層より軟岩(三波川帯 結晶片岩類)が分布すると考えられる。		
地 質 状 況	その他の状況	山林には5~10m程度の広葉樹(雑木)が分布する。		
土 質 定 数 等	項目	設定値	設定根拠	
	土石等の比重 σ	2.6	一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の容積濃度 C	0.5	一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の密度 ρ m(t/m ³)	1.8	一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の単位体積重量 γ (kN/m ³)	18.00	礫質土の一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の移動時の内部摩擦角 ϕ (°)	35	礫質土の一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の堆積時の内部摩擦角 ϕ (°)	35	礫質土の一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
	土石等の流体抵抗係数 f _b	0.025	一般土質定数設定した(基礎調査マニュアル(急III-29)より)	
土質定数設定根拠等特記事項	表層土、風化土、風化岩の状況から礫質土とした。			
対策施設等状況	無			
過去の災害実績等	無	発生件数	一	
想定される崩壊土量・幅及び深さ	(1)災害実績調査に基づく方法		設定根拠 当該斜面に該当する詳細な災害実績がないため、全国的な崩壊実績より得られた値を使用	
	(2)当該斜面の変状地形に着目した方法			
土石等の移動の高さ	h _{sm} (m)	1.0		
	設定根拠	全国的な崩壊実績より得られた値を使用(基礎調査マニュアル(急III-30)より)		

徳島県

対象外調書(急傾斜)

様式2 現地写真・スケッチ等の位置図

調査年度

令和〇年度

急傾斜地の位置 | リスク箇所番号 | R01K0001 | 箇所名 | ○○(1) | 所在地 | 徳島市○○町



対象外となる理由

高さを満たしていない

徳島県

別紙6 DXF（警戒区域等区域図）ファイル作成について

1 DXF ファイル作成時の取り決めについて

- ① DXF ファイルのファイルバージョンは、R12 または R14 とする
- ② CAD でデータを編集する時、書き込むレイヤ番号、ファイル名称などを統一する（「2. DXF ファイル名の付け方」について参照）。
- ③ CAD 上の座標、単位は統一（世界測地系（平面直角座標系(2011)第IV系）でメートル単位）※1
- ④ 基本的に1ファイルは1つのポリゴン（区域を囲んだ線）とする。
- ⑤ 斜面分割ごと（枝番ごと）でファイルを作成すること。

※1 CAD が基本ミリ単位のため、倍率が 1/1000 倍。

2 DXF ファイル名の付け方について

- ① ②

（例）Y 01DK20001 → 「Y01DK20001」

- ① 警戒区域 → 「Y」、特別警戒区域 → 「R」
- ② 土砂災害警戒区域等管理番号の付与方法は別紙8参照

3 台帳システム画面での指定地名等の付け方について

- ① ②

（例）○○谷（01DK20001）→「○○谷（01DK20001）」

- ① 区域名（土砂災害警戒区域等管理番号）をつける。
- ② （土砂災害警戒区域等管理番号）（付与方法は別紙8参照）

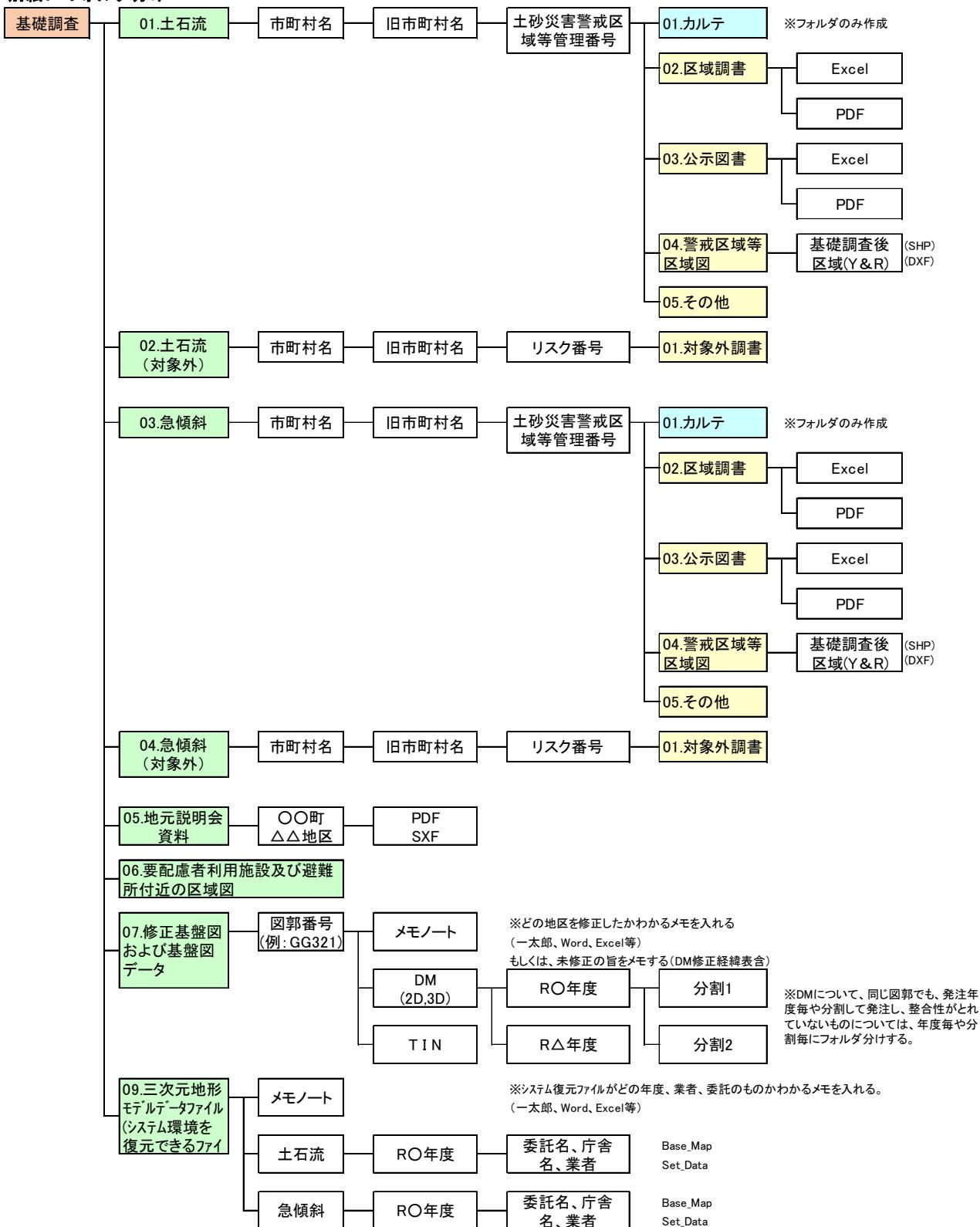
※文字の大きさは原則（8. 20503）を使用

4. 台帳システム用のデータについて

砂防台帳システムに入力するためには、事前に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域毎にフォルダ分けしておくこと。

別紙7 フォルダ分け

別紙7 フォルダ分け



※市町村提供データは01,03,06のみとする。

別紙8 土砂災害警戒区域等管理番号

土砂災害警戒区域等管理番号は、1つの区域に1つとし、枝番号はつけない。

土砂災害警戒区域等管理番号の付与方法

① ② ③

(例) 01 DK 20001 → 「 01DK20001 」

① 市町村番号 ※1

② リスク形態 DK : 土石流 (県)、DS : 土石流 (四国山地砂防)

K : 急傾斜

JK : 地すべり (県土整備部)、JS : 地すべり (四国山地砂防)、JN : 地すべり (農林水産部)

③ 通し番号 (各市町村における通し番号 20001 番から)

※1 市町村番号

01 : 徳島市、02 : 鳴門市、03 : 小松島市、04 : 阿南市、05 : 吉野川市、06 : 阿波市、

07 : 美馬市、08 : 三好市、09 : 勝浦町、10 : 上勝町、11 : 佐那河内村、12 : 石井町、

13 : 神山町、14 : 那賀町、15 : 牟岐町、16 : 美波町、17 : 海陽町、18 : 松茂町、

19 : 北島町、20 : 藍住町、21 : 板野町、22 : 上板町、23 : つるぎ町、24 : 東みよし町

※2 既往の警戒区域への追加となる場合は、県から別途提供する既往警戒区域の管理番号とする。

この場合の「土砂災害警戒区域D B」は、区域追加前の行の下に追加後の行を挿入し、指定回数欄に、「n+1」を入れる。

別紙9 土砂災害警戒区域等管理番号付与までのリスク番号による整理方法

リスク番号の付与方法

① ② ③

(例) R 01 DK 0001※2 → 「 R01DK0001 」

① 市町村番号 ※1

② リスク形態 DK : 土石流 (県)、DS : 土石流 (四国山地砂防)

K : 急傾斜

③ リスク箇所一覧表の番号

※1 市町村番号

01 : 徳島市、02 : 鳴門市、03 : 小松島市、04 : 阿南市、05 : 吉野川市、06 : 阿波市、
07 : 美馬市、08 : 三好市、09 : 勝浦町、10 : 上勝町、11 : 佐那河内村、12 : 石井町、
13 : 神山町、14 : 那賀町、15 : 牟岐町、16 : 美波町、17 : 海陽町、18 : 松茂町、
19 : 北島町、20 : 藍住町、21 : 板野町、22 : 上板町、23 : つるぎ町、24 : 東みよし町

※2 区域の分割、子渓流等の設定により枝番が発生した場合、リスク箇所番号の後にハイフン1、ハイフン2、ハイフン3… (-1, -2, -3…) を付ける。

※3 アルファベットは半角大文字、数字は半角にすること。またR、①、②、③の間等にスペースや余分なハイフン等は入れないこと。

例 1) .. 枝番が無い場合

『徳島市、土石流 (県)、リスク箇所一覧表の番号 0001』 → 『R01DK0001』

『阿南市、急傾斜、リスク箇所一覧表の番号 0002』 → 『R04K0002』

例 2) .. 枝番が存在する場合

『三好市、土石流 (四国山地砂防)、リスク箇所一覧表の番号 0003』 → 『R08DS0003-1』『R08DS0003-2』

『美馬市、急傾斜、リスク箇所一覧表の番号 0004』 → 『R07K0004-1』『R07K0004-2』

別紙10 リスク箇所

土石流 70箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
0205	2	三土-池田町-白地-土石流-1	三好市池田町白地ノロウチ
0207	6	三土-池田町-白地-土石流-3	三好市池田町白地ノロウチ
0210	14	三土-池田町-白地-土石流-6	三好市池田町白地大和川
0215	3	三土-池田町-西山-土石流-11	三好市池田町西山込野
0219	5	三土-池田町-西山-土石流-15	三好市池田町西山枇杷ノ木谷
0224	9	三土-池田町-馬路-土石流-20	三好市池田町馬路鳥帽子尾
0225	9	三土-池田町-馬路-土石流-21	三好市池田町馬路加重
0230	8	三土-池田町-佐野-土石流-26	三好市池田町佐野瀬戸谷
0231	8	三土-池田町-佐野-土石流-27	三好市池田町佐野深谷
0232	8	三土-池田町-佐野-土石流-28	三好市池田町佐野和田
0234	16	三土-池田町-佐野-土石流-30	三好市池田町佐野大内、 佐野下根引、佐野大坪
0235	16	三土-池田町-佐野-土石流-31	三好市池田町佐野井掘
0236	13	三土-池田町-漆川-土石流-32	三好市池田町漆川橋ノ向、 漆川古宮
0237	13	三土-池田町-漆川-土石流-33	三好市池田町漆川橋ノ向、 漆川古宮
0241	10	三土-池田町-漆川-土石流-37	三好市池田町漆川西ゴヤシ
0242	10	三土-池田町-漆川-土石流-38	三好市池田町漆川クイノ内
0243	10	三土-池田町-漆川-土石流-39	三好市池田町漆川北谷、 漆川土井、漆川寺内、 漆川桑内
0244	10	三土-池田町-漆川-土石流-40	三好市池田町漆川桑内
0245	12	三土-池田町-漆川-土石流-41	三好市池田町漆川水谷
0246	13	三土-池田町-大利-土石流-42	三好市池田町大利宮平
0247	13	三土-池田町-大利-土石流-43	三好市池田町大利宮平
0251	17	三土-池田町-大利-土石流-47	三好市池田町大利楠中、 大利込
0253	17	三土-池田町-大利-土石流-49	三好市池田町大利日浦
0255	17	三土-池田町-川崎-土石流-51	三好市池田町川崎上ノ山、 川崎舟守
0258	23	三土-西祖谷山村-戸ノ谷-土石流-3	三好市西祖谷山村戸ノ谷、 尾井ノ内
0260	23	三土-西祖谷山村-尾井ノ内-土石流-5	三好市西祖谷山村尾井ノ内、 戸ノ谷
0272	15	三土-井川町-井内-土石流-7	三好市井川町井内西
0274	15	三土-井川町-井内-土石流-9	三好市井川町井内東
0275	17	三土-井川町-井内-土石流-10	三好市井川町井内東
0285	1・2	三土-東みよし町-東山-土石流-2	東みよし町東山字増川
0286	2	三土-東みよし町-東山-土石流-3	東みよし町東山字石木
0287	3	三土-東みよし町-東山-土石流-4	東みよし町東山字小見
0288	3	三土-東みよし町-東山-土石流-5	東みよし町東山字小見

別紙10 リスク箇所

土石流 70箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
0298	21	三土-東みよし町-毛田-土石流-15	東みよし町毛田
0299	21	三土-東みよし町-毛田-土石流-16	東みよし町毛田
0300	21	三土-東みよし町-毛田-土石流-17	東みよし町毛田
0301	20	三土-東みよし町-西庄-土石流-18	東みよし町西庄字谷合
0307	1	三土-山城町-佐連-土石流-1	三好市山城町佐連
0308	1	三土-山城町-佐連-土石流-2	三好市山城町佐連
0309	1	三土-山城町-大谷-土石流-3	三好市山城町大谷
0310	1	三土-山城町-大谷-土石流-4	三好市山城町大谷
0311	1	三土-山城町-大月-土石流-5	三好市山城町大月
0312	1	三土-山城町-瀬貝-土石流-6	三好市山城町瀬貝、柴川
0313	2	三土-山城町-相川-土石流-7	三好市山城町相川
0314	2	三土-山城町-相川-土石流-8	三好市山城町相川
0315	2	三土-山城町-相川-土石流-9	三好市山城町相川
0319	2	三土-山城町-相川-土石流-13	三好市山城町相川
0320	2	三土-山城町-相川-土石流-14	三好市山城町相川
0322	2	三土-山城町-大和川-土石流-16	三好市山城町大和川
0323	23	三土-山城町-大和川-土石流-17	三好市山城町大和川
0332	5	三土-山城町-赤谷-土石流-26	三好市山城町赤谷
0338	8	三土-山城町-粟山-土石流-32	三好市山城町粟山
0339	8	三土-山城町-粟山-土石流-33	三好市山城町粟山
0340	8	三土-山城町-粟山-土石流-34	三好市山城町粟山
0341	8	三土-山城町-粟山-土石流-35	三好市山城町粟山
0343	9	三土-山城町-上名-土石流-37	三好市山城町上名
0344	9	三土-山城町-上名-土石流-38	三好市山城町上名
0345	10	三土-山城町-上名-土石流-39	三好市山城町上名
0347	9・10	三土-山城町-上名-土石流-41	三好市山城町上名
0348	10	三土-山城町-下名-土石流-42	三好市山城町下名
0349	10	三土-山城町-下名-土石流-43	三好市山城町下名
0350	11	三土-山城町-下名-土石流-44	三好市山城町下名
0352	12	三土-東祖谷-大西-土石流-2	三好市東祖谷大西
0354	15	三土-東祖谷-釜ヶ谷-土石流-4	三好市東祖谷釜ヶ谷、下瀬
0356	14	三土-東祖谷-落合-土石流-6	三好市東祖谷落合
0357	14	三土-東祖谷-落合-土石流-7	三好市東祖谷落合
0358	14	三土-東祖谷-落合-土石流-8	三好市東祖谷落合
0359	14	三土-東祖谷-久保-土石流-9	三好市東祖谷久保
0360	16・17	三土-東祖谷-久保-土石流-10	三好市東祖谷久保

別紙10 リスク箇所

土石流 70箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
0361	20	三土-東祖谷-菅生-土石流-11	三好市東祖谷菅生

別紙10 リスク箇所

急傾斜 126箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
2447	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-1	三好市井川町西井川
2451	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-5	三好市井川町西井川
2465	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-19	三好市井川町西井川
2471	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-25	三好市井川町西井川
2483	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-37	三好市井川町西井川
2484	12	三土-井川町-西井川-急傾斜-38	三好市井川町西井川
2486	14	三土-井川町-里川-急傾斜-40	三好市井川町里川
2487	14	三土-井川町-里川-急傾斜-41	三好市井川町里川
2497	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-51	三好市井川町井内西
2501	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-55	三好市井川町井内西
2502	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-56	三好市井川町井内西
2503	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-57	三好市井川町井内西
2504	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-58	三好市井川町井内西
2505	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-59	三好市井川町井内西
2506	14	三土-井川町-井内西-急傾斜-60	三好市井川町井内西
2507	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-61	三好市井川町井内西
2508	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-62	三好市井川町井内西
2509	15	三土-井川町-井内西-急傾斜-63	三好市井川町井内西
2511	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-65	三好市井川町井内西
2513	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-67	三好市井川町井内西
2516	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-70	三好市井川町井内西
2518	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-72	三好市井川町井内西
2519	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-73	三好市井川町井内西
2520	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-74	三好市井川町井内西
2521	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-75	三好市井川町井内西
2522	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-76	三好市井川町井内西
2523	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-77	三好市井川町井内西
2524	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-78	三好市井川町井内西
2526	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-80	三好市井川町井内西
2527	16	三土-井川町-井内西-急傾斜-81	三好市井川町井内西
2528	17	三土-井川町-井内西-急傾斜-82	三好市井川町井内西
2529	17	三土-井川町-井内西-急傾斜-83	三好市井川町井内西
2530	15	三土-井川町-井内東-急傾斜-84	三好市井川町井内東
2531	15	三土-井川町-井内東-急傾斜-85	三好市井川町井内東
2537	15	三土-井川町-井内東-急傾斜-91	三好市井川町井内東
2539	15	三土-井川町-井内東-急傾斜-93	三好市井川町井内東

別紙10 リスク箇所

急傾斜 126箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
2541	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-95	三好市井川町井内東
2543	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-97	三好市井川町井内東
2544	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-98	三好市井川町井内東
2546	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-100	三好市井川町井内東
2547	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-101	三好市井川町井内東
2550	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-104	三好市井川町井内東
2552	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-106	三好市井川町井内東
2553	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-107	三好市井川町井内東
2555	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-109	三好市井川町井内東
2556	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-110	三好市井川町井内東
2557	17	三土-井川町-井内東-急傾斜-111	三好市井川町井内東
2561	26	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-2	三好市三野町太刀野山
2565	7	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-6	三好市三野町太刀野山
2566	7	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-7	三好市三野町太刀野山
2569	7	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-10	三好市三野町太刀野山
2571	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-12	三好市三野町太刀野山
2574	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-15	三好市三野町太刀野山
2576	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-17	三好市三野町太刀野山
2578	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-19	三好市三野町太刀野山
2582	8	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-23	三好市三野町太刀野山
2586	10	三土-三野町-太刀野山-急傾斜-27	三好市三野町太刀野山
2596	10	三土-三野町-勢力-急傾斜-37	三好市三野町勢力
2598	11	三土-三野町-勢力-急傾斜-39	三好市三野町勢力
2600	11	三土-三野町-加茂野宮-急傾斜-41	三好市三野町加茂野宮
2601	11	三土-三野町-加茂野宮-急傾斜-42	三好市三野町加茂野宮
2604	11	三土-三野町-加茂野宮-急傾斜-45	三好市三野町加茂野宮
2607	11	三土-三野町-清水-急傾斜-48	三好市三野町清水
2609	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-2	東みよし町東山字滝久保
2610	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-3	東みよし町東山字滝久保
2612	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-5	東みよし町東山字滝久保
2613	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-6	東みよし町東山字男山
2614	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-7	東みよし町東山字男山
2615	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-8	東みよし町東山字葛籠
2617	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-10	東みよし町東山字男山
2619	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-12	東みよし町東山字男山
2620	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-13	東みよし町東山字貞安

別紙10 リスク箇所

急傾斜 126箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
2621	6	三土-東みよし町-東山-急傾斜-14	東みよし町東山字貞安
2626	1	三土-東みよし町-東山-急傾斜-19	東みよし町東山字増川
2627	2	三土-東みよし町-東山-急傾斜-20	東みよし町東山字増川
2628	2	三土-東みよし町-東山-急傾斜-21	東みよし町東山字増川
2629	2	三土-東みよし町-東山-急傾斜-22	東みよし町東山字増川
2631	3	三土-東みよし町-東山-急傾斜-24	東みよし町東山字小見
2633	3	三土-東みよし町-東山-急傾斜-26	東みよし町東山字柳沢
2634	3	三土-東みよし町-東山-急傾斜-27	東みよし町東山字柳沢
2635	3	三土-東みよし町-東山-急傾斜-28	東みよし町東山字内野
2643	3	三土-東みよし町-東山-急傾斜-36	東みよし町東山字ハタ
2646	7	三土-東みよし町-足代-急傾斜-39	東みよし町足代
2653	9	三土-東みよし町-足代-急傾斜-46	東みよし町足代
2667	12	三土-東みよし町-屋間-急傾斜-60	東みよし町屋間
2671	13	三土-東みよし町-屋間-急傾斜-64	東みよし町屋間
2672	13	三土-東みよし町-屋間-急傾斜-65	東みよし町屋間
2673	13	三土-東みよし町-屋間-急傾斜-66	東みよし町屋間
2678	13	三土-東みよし町-屋間-急傾斜-71	東みよし町屋間
2683	13	三土-東みよし町-加茂-急傾斜-76	東みよし町加茂
2684	13	三土-東みよし町-加茂-急傾斜-77	東みよし町加茂
2685	13	三土-東みよし町-加茂-急傾斜-78	東みよし町加茂
2686	13	三土-東みよし町-加茂-急傾斜-79	東みよし町加茂
2690	13	三土-東みよし町-加茂-急傾斜-83	東みよし町加茂
2696	18	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-89	東みよし町中庄
2699	18	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-92	東みよし町中庄
2700	19	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-93	東みよし町中庄
2701	19	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-94	東みよし町中庄
2702	19	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-95	東みよし町中庄
2709	19	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-102	東みよし町中庄
2710	23	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-103	東みよし町中庄
2711	23	三土-東みよし町-中庄-急傾斜-104	東みよし町中庄
2713	23	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-106	東みよし町毛田
2714	21	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-107	東みよし町毛田
2716	21	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-109	東みよし町毛田
2719	21	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-112	東みよし町毛田
2721	21	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-114	東みよし町毛田
2723	23	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-116	東みよし町毛田

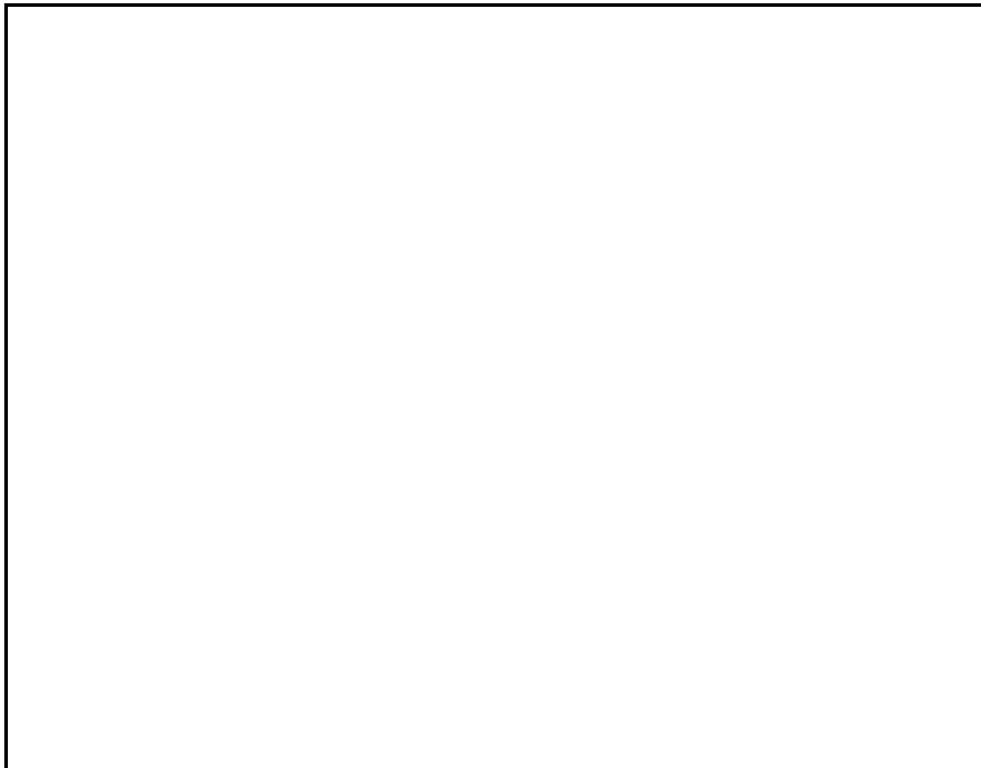
別紙10 リスク箇所

急傾斜 126箇所

番号	図面番号	リスク箇所名	所在地
2724	23	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-117	東みよし町毛田
2725	23	三土-東みよし町-毛田-急傾斜-118	東みよし町毛田
2726	18	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-119	東みよし町西庄字浪内
2727	18	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-120	東みよし町西庄字浪内
2728	18	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-121	東みよし町西庄字浪内
2733	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-126	東みよし町西庄字馬路
2734	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-127	東みよし町西庄字日浦
2736	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-129	東みよし町西庄字桑内
2739	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-132	東みよし町西庄字横日谷
2741	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-134	東みよし町西庄字宮浦
2743	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-136	東みよし町西庄字平
2747	20	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-140	東みよし町西庄字森清
2748	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-141	東みよし町西庄字重高
2749	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-142	東みよし町西庄字宋本
2750	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-143	東みよし町西庄字宋本
2751	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-144	東みよし町西庄字宇野根上
2752	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-145	東みよし町西庄字新発地
2753	22	三土-東みよし町-西庄-急傾斜-146	東みよし町西庄字新発地

家屋居住実態調書

自然現象の種類	土石流もしくは急傾斜
リスク箇所番号	○土-〇〇市-〇〇-(自然現象の種類)-00
所在地	〇〇市〇〇字〇〇・〇〇
調査機関	徳島県〇〇県土整備部<〇〇庁舎>



位置図(S=1:25,000)

- | | はい | いいえ |
|------------------------|--|--------------------------|
| 1. 建物の壁や屋根が健全な状態である | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. 建物及び敷地の日常的な管理が確認できる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3. 電気、ガス、水道等の利用が確認できる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 4. その他 | <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> | |
| 5. 居住実態が確認できる | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6. 決定根拠 | <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> | |

徳島県

家屋居住実態調査

現地写真・スケッチ等

調査年度

令和7年度

リスクリフ箇所番号	○土-〇〇市-〇〇-(自然現象の種類)-00		所在地	〇〇市〇〇字〇〇・〇〇	
コメント	写真・スケッチ番号	1	コメント	写真・スケッチ番号	2
調査年月日			調査年月日		

徳島県